



島根県報

平成16年 3 月 5 日 (金)
号外 第 17 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

公安告示

道路の交通に関する規制の一部改正 1

正 誤

平成15年 5 月16日付け島根県報号外第77号中 12

平成15年12月24日付け島根県報号外第145号中 12

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第21号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月 5 日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の温泉津警察署の部邨摩郡の項中

場 所	種 類	摘 要
仁摩町大字仁万町884番地先 産業道路入口交差点	半 感 応 式	
仁摩町大字仁万町471番地 1 先 仁万給油所前交差点	定 周 期 式	
仁摩町大字宅野町703番地先 交差点	押 ボ タ ン 式	
仁摩町大字天河内町770番地 1 先	押 ボ タ ン 式	

を

場 所	種 類	摘 要
仁摩町大字仁万町884番地先 仁万漁協入口交差点	プログラム多段式	
仁摩町大字仁万町471番地 1 先 仁万交差点	プログラム多段式	
仁摩町大字宅野町703番地先 宅野交差点	押 ボ タ ン 式	
仁摩町大字天河内町770番地 1 先 砂博物館前	押 ボ タ ン 式	

に改める。

別表第 2（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所）の木次警察署の部大原郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘 要
加茂町大字南加茂地内 加茂大橋南詰南方50メートル地点の三差路から同町大字南加茂111番地 1 先交差点までの間の町道飯ノ樹線	200 メートル	車 両 (軽車両を除く。)	午前 7 時から 午前 8 時まで	

加茂町大字南加茂地内 加茂大橋南詰南方50メートル地点の三差路から同町大字南加茂111番地1先交差点までの間の町道飯ノ樹線	200 メートル	大型貨物自動車 及び大型特殊自動車	終 日	
---	-------------	----------------------	-----	--

を削る。

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘 要
日原町大字日原地内 法師橋東詰交差点の西詰	東進車両の右折北行	車 両 (軽車両を除く。)	終 日	

を

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘 要
日原町大字日原245番地1先 法師橋東詰交差点の西詰	東進車両の左折北行	車 両 (軽車両を除く。)	終 日	

に改める。

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の高速道路交通警察隊の部中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘 要
那賀郡旭町大字本郷263番地4先 中国横断自動車道広島浜田線 重富バスストップ本線車道下り線流出口	北西進車両の左折西行	自 動 車	終 日	

を削る。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
大庭町地内 八重垣団地南入口交差点	2	
南田町124の7番地先 扇橋北詰交差点	2	

を

場 所	横断歩道設置数	摘 要
大庭町1197番地1先 八重垣団地南入口交差点	3	
南田町92番地1先 扇橋北詰交差点	3	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の三成警察署の部仁多郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
仁多町大字三成195番地2先 滝坂交差点	1	
仁多町大字三成1672番地先 滝坂中三差路	1	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
仁多町大字三成485番地 6 先	1	
仁多町大字三成1418番地 8 先	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の木次警察署の部大原郡の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
加茂町大字南加茂28番地 4 先交差点	1	
加茂町大字南加茂135番地23前三差路	1	
加茂町大字南加茂78番地 1 先 南加茂浄水場先交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
芦渡町822番地 2 先交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
莊原町2908番地先交差点	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘 要
斐川町大字莊原町2907番地 2 先交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
斐川町大字莊原町2895番地 4 先交差点	1	
斐川町大字莊原町2907番地 1 先交差点	2	
斐川町大字莊原町2908番地10先交差点	3	
斐川町大字出西2916番地先 南神立橋東詰交差点東方約250メートル地点三差路	2	
斐川町大字出西3582番地 2 先 東方交差点	1	
斐川町大字出西1475番地先 北東三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の温泉津警察署の部邇摩郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
仁摩町大字仁万町884番地先三差路	1	
仁摩町大字仁万町471番地 1 先 仁万給油所前十字路	4	
仁摩町大字宅野町703番地先交差点	1	
仁摩町大字天河内町770番地 1 先	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘 要
仁摩町大字仁万町884番地先 仁万漁港入口交差点	1	
仁摩町大字仁万町471番地1先 仁万交差点	4	
仁摩町大字宅野町703番地先 宅野交差点	1	
仁摩町大字天河内町770番地1先 砂博物館前	1	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の益田警察署の部益田市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
高津町イ2627の1番地先交差点	1	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
飯田町1360番地11先 万葉公園南口交差点	1	
戸田町イ952の1番地先 戸田小学校前	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
柿木村大字下須512番地先 下須保育園前	1	
津和野町大字後田口66の甲2番地先 稻成神社入口交差点	4	
日原町大字日原245番地の1先 法師橋東詰	1	
津和野町大字後田イ68番地先 JR津和野駅前交差点	4	

を

場 所	横断歩道設置数	摘 要
柿木村大字下須512番地先 原手集会所前	1	
津和野町大字後田口60番地18先 津和野大橋北詰交差点	4	
日原町大字日原245番地1先 法師橋東詰交差点	1	
津和野町大字後田イ68番地先 JR津和野駅前交差点	3	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の益田警察署の部益田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘 要
飯田町1354番地6先から白上町イ2番地先 長田橋東詰三差路までの間の主要地方道益田阿武線	50キロメートル	車 両 (緊急自動車、 原付、けん引 を除く。)	終 日	8,250 メートル	
須子町21番36号先 須子三差路から飯田町1354番地6先までの間の主要地方道益田阿武線	40キロメートル	車 両 (緊急自動車、 原付、けん引 を除く。)	終 日	1,750 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘 要
飯田町1327番地先から白上町イ 2 番地先までの間の主要地方道益田阿武線	50キロメートル	車 両 (緊急自動車、 原付、けん引 を除く。)	終 日	8,250 メートル	
須子町21番36号先 須子三差路から飯田町1327番地先までの間の主要地方道益田阿武線	40キロメートル	車 両 (緊急自動車、 原付、けん引 を除く。)	終 日	1,750 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘 要
津和野町大字後田49の 1 番地先三差路から同町大字後田口319の 1 番地先三差路までの間の県道柿木津和野停車場線	30キロメートル	車 両 (緊急自動車、 けん引 を除 く。)	終 日	175 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘 要
津和野町大字後田イ68番地先 JR津和野駅前交差点から津和野町大字後田口319番地 1 先三差路までの間の県道柿木津和野停車場線	30キロメートル	車 両 (緊急自動車、 けん引 を除 く。)	終 日	175 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の浦郷警察署の部隠岐郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘 要
西ノ島大字美田3523番地 6 先から同町632番地 2 先 町営市部住宅前までの間の国道485号 (1150メートル)、町道452号線 (370メートル)、江崎線 (370メートル) 及び波止線 (660メートル)	30キロメートル	車 両 (緊急自動車、 けん引 を除 く。)	終 日	2,550 メートル	
西ノ島町大字浦郷362番地先から同町453番地先浦郷保育所前までの間の町道70号線	20キロメートル	車 両 (緊急自動車を 除く。)	終 日	150 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘 要
西ノ島大字美田3523番地6先から同町大字美田632番地2先 町営市部住宅前までの間の国道485号(1150メートル)、町道452号線(370メートル)、町道江崎線(370メートル)及び町道波止線(660メートル)	30キロメートル	車 両 (緊急自動車、けん引を除く。)	終 日	2,550メートル	
西ノ島町大字浦郷362番地先から同町大字浦郷453番地先 浦郷保育所前までの間の町道70号線	20キロメートル	車 両 (緊急自動車を除く。)	終 日	150メートル	

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
大庭町1197番地1先 八重垣団地南入口交差点	北 詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の三成警察署の部仁多郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
仁多町大字下阿井836番地3先 東方交差点	南詰・北詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の木次警察署の部大原郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
加茂町大字南加茂28番地4先交差点	東詰・西詰	
加茂町大字南加茂135番地23前三差路	西 詰	
加茂町大字南加茂78番地1 南加茂浄水場先交差点	東詰・西詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
大津町808番地6先三差路	南 詰	
上塩冶町1644番地2先三差路	北 詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
湖陵町大字板津615番地先交差点	南 詰	

を

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
湖陵町大字板津481番地 1 先交差点	南 詰	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
斐川町大字荘原町2895番地 4 先交差点	北 詰	
斐川町大字荘原町2908番地10先交差点	北詰・南詰	
湖陵町大字二部2723番地 5 先 南西約150m地点姉谷南上三差路	北 詰	
斐川町大字出西2916番地先 南神立橋東詰交差点東方約250m地点三差路	南 詰	
斐川町大字出西3582番地 2 先 東方交差点	東詰・西詰	
斐川町大字出西1475番地先 北東三差路	北 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の温泉津警察署の部邇摩郡の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
温泉津町温泉津大字小浜温泉津東入口三差路	北 詰	

を削る。

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の益田警察署の部益田市の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
安富町368番地先 益田市農協集出荷場前交差点	南詰・北詰	

を

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
安富町2101番地先交差点	南詰・北詰	

に改め、

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
高津五丁目30番 8 号先交差点	北 詰	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
飯田町1360番地11先 万葉公園南口交差点	南 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
日原町大字添谷128番地 1 先	北 詰	
日原町大字青原434番地先交差点	東 詰	
六日市町大字田野原73番地 4 先三差路	東 詰	
六日市町大字田野原218の 3 番地先 田野原バイパス南口交差点	東詰・西詰	
日原町大字富田イ155番地先三差路	南 詰	
津和野町大字後田イ50番地 1 先三差路	東 詰	

を

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘 要
日原町大字添谷128番地 1 先 JR 東青原駅東側入口交差点	北 詰	
日原町大字青原434番地先 添谷橋西詰交差点	東 詰	
六日市町大字田野原73番地 4 先 蔵木駐在所北側入口三差路	東 詰	
六日市町大字田野原218番地 1 先 蔵木駐在所南側入口交差点	東詰・西詰	
日原町大字富田イ155番地先 小瀬洞門南口三差路	西 詰	
津和野町大字後田イ68番地先 JR 津和野駅前交差点	東 詰	

に改める。

別表第12 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘 要
次の区域内の道路。ただし国道 9 号線、国道 9 号松江道路、国道431号線、主要地方道松江停車場線、市道県民会館東線、白濁寺町 2 号線の時間制限駐車区間及び市道図書館西通線の一部駐車禁止区間を除く。 下東川津町79番地先 嵩山入口 西川津町2383番地先 市成東入口 東津田町1876番地先 東光台入口三差路 大庭町429の 8 番地先 団原三差路 東忌部町18番地先 忌部橋北詰 乃木福富町地内 玉湯町境界 浜佐田町827の 7 番地先 浜佐田交差点 東生馬町509の12番地先 生馬交差点	車 両 (2 輪のものを) 除く。	終 日		

を

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘 要
次の区域内の道路。ただし国道 9 号、国道 9 号松江道路、 国道431号、市道図書館西通線の一部駐車禁止区間を除く。 下東川津町79番地先 嵩山入口 西川津町2383番地先 市成東入口 東津田町1876番地先 東光台入口三差路 大庭町429の 8 番地先 団原三差路 東忌部町18番地先 忌部橋北詰 乃木福富町地内 玉湯町境界 浜佐田町827の 7 番地先 浜佐田交差点 東生馬町509の12番地先 生馬交差点	車 両 (2 輪のものを) 除く。	終 日		

に改める。

別表第12 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘 要
津和野町大字後田イ49の 1 番地先 三差路から同町大字後田口319の 1 番地先 三差路までの間の県道柿木津和野停車場線	車 両 (2 輪のものを) 除く。	終 日	175 メートル	

を

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘 要
津和野町大字後田イ68番地先 J R 津和野駅前交差点から津和野町大字後田口319番地 1 先三差路までの間の県道柿木津和野停車場線	車 両 (2 輪のものを) 除く。	終 日	175 メートル	

に改める。

別表第14 (法第54条第 1 号の規定による警笛吹鳴場所) の三成警察署の部仁多郡の項中

場 所 又 は 区 間	区間距離	路 線 名	摘 要
横田町大字八川2760番地の 1 地先叶谷峠頂上から同町大字八川2057番地の 1 地先までの間の屈曲	2600 メートル	一般県道八川掛合線	

を削る。

別表第14 (法第54条第 1 号の規定による警笛吹鳴場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所 又 は 区 間	区間距離	路 線 名	摘 要
日原町大字左鑑616の 2 番地先の屈曲		国道187号	
日原町大字須川霧長峠東方300メートル地点の屈曲		県道須川谷日原線	

を削る。

別表第15 (法第 4 条第 1 項、第 2 項の規定により路側帯を設置する区間・場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	区間距離	摘 要	
津和野町大字後田イ49の6番地先から同口319の1番地先までの間の 県道柿木津和野停車場線の南側及び北側	350 メートル	駐停車禁止	両 側

を削る。

別表第17（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項の規定により車両の通行に用しない部分（立入禁止部分）として表示する場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	摘 要
津和野町大字後田、国鉄津和野駅前	

を削る。

別表第24（法第4条第1項、第2項、法第2条第1項第7号、法第20条第1項、法第26条の2第3項及び第35条第1項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別区分設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所（区 間）	区間距離 （メートル）	車両通 行帯の 数	左の区画内における 交差点の手前の 進路変更禁止距離 （メートル）	日・時	摘 要
白枝町1261番地先 井原橋北詰交差点の北詰から 北方へ30メートルの間の主要地方道出雲大社線	30	2		終 日	第1車線 直 進車線 第2車線 右 折車線
白枝町1261番地先 井原橋北詰交差点の北詰から 西方へ30メートルの間の市道高松136号線	30	2		終 日	第1車線 左折車線 第2車線 右折車線

別表第24（法第4条第1項、第2項、法第2条第1項第7号、法第20条第1項、法第26条の2第3項及び第35条第1項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別区分設置場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所（区 間）	区間距離 （メートル）	車両通 行帯の 数	左の区画内における 交差点の手前の 進路変更禁止距離 （メートル）	日・時	摘 要
斐川町大字出西2916番地先交差点から西方へ30メー トルの間の農道簸川南地区広域農道	30	2		終 日	第1車線 直 進車線 第2車線 右 折車線
斐川町大字出西2916番地先交差点から南方へ30メー トルの間の農道出西地区農道	30	2		終 日	第1車線 左 折車線 第2車線 右 折車線
斐川町大字出西3582番地2先交差点から北方へ30 メートルの間の農道出西地区農道	30	2		終 日	第1車線 直 進・左折車線 第2車線 右 折車線

斐川町大字出西3582番地 2 先交差点から南方へ30メートルの間の農道出西地区農道	30	2		終 日	第 1 車線 直進・左折車線 第 2 車線 右折車線
斐川町大字出西3582番地 2 先交差点から東方へ30メートルの間の町道 4 号線	30	2		終 日	第 1 車線 直進・左折車線 第 2 車線 右折車線
斐川町大字出西3582番地 2 先交差点から西方へ30メートルの間の町道 4 号線	30	2		終 日	第 1 車線 直進・左折車線 第 2 車線 右折車線
斐川町大字出西1475番地先交差点から北方へ30メートルの間の農道出西地区農道	30	2		終 日	第 1 車線 左折車線 第 2 車線 右折車線
斐川町大字出西1475番地先交差点から東方へ30メートルの間の県道木次直江停車場線	30	2		終 日	第 1 車線 直進車線 第 2 車線 右折車線

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
斐川町大字荘原町2907番地 1 先交差点	1	
斐川町大字荘原町2908番地10先交差点	3	
斐川町大字出西2916番地先 南神立橋東詰交差点東方約250m地点三差路	1	
斐川町大字出西3582番地 2 先 東方交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
津和野町大字後田イ68番地先 J R 津和野駅前交差点	4	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
津和野町大字後田イ68番地先 J R 津和野駅前交差点	3	

に改める。

正

誤

平成15年 5 月16日付け島根県報号外第77号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
11	下	島根県公安委員会告示第50号	場 所 津和野町大字山下361番地先 三差路	場 所 津和野町大字山下365番地3先 三差路

平成15年12月24日付け島根県報号外第145号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
67	上	島根県公安委員会告示第132号	六日市町大字七日市499番地5 先七日市駐在所前交差点南詰から 南方へ29m先までの主要地方道 六日市匹見線 29	六日市町大字七日市499番地5 先七日市駐在所前交差点西詰から 西方へ31m先までの国道187号 31
			六日市町大字七日市499番地5 先七日市駐在所前交差点東詰から 東方へ30m先までの国道187号 30	六日市町大字七日市499番地5 先七日市駐在所前交差点東詰から 東方へ29m先までの国道187号 29
			六日市町大字七日市499番地5 先七日市駐在所前交差点北詰から 北方へ31m先までの主要地方道 六日市匹見線 31	六日市町大字七日市499番地5 先七日市駐在所前交差点北詰から 北方へ30m先までの主要地方道 六日市匹見線 30